

## 日本体育大学における研究活動の基本方針

平成20年5月14日

教授会決定

### (基本方針)

この基本方針は、日本体育大学及び日本体育大学大学院（以下「本学」という。）が建学の精神に則り、総合的な学術研究（以下、「研究活動」という。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、本学の研究活動の振興に関する施策を計画的に推進することにより、「体育・身体活動・スポーツを通じた健康で豊かな社会・人づくりの実現」に寄与することを目的とする。

### (活動方針)

研究活動の基本方針に基づき、以下に掲げる活動方針を定める。

#### 1 研究の方向及び成果等に関する活動方針

##### (1) 目指すべき研究の方向に関すること

「身体に纏わる文化と科学」の総合大学として、かかる分野において世界をリードする研究拠点の形成を目指す。

ア スポーツ指導に関する先駆的研究を推進し、新たなコーチング学の確立を目指すとともに、優れたアスリートの育成と国際競技力の向上に貢献する。

イ 身体及び体育スポーツに関する基礎的研究及び実践的研究に真摯に取り組む。

ウ 健康、医療分野の融合による高度な研究を推進し、ライフステージに応じた健康づくりや適切な疾病の予防（治療）、回復ための具体的方策を検証する。

エ 身体（からだ）と心の発達について多角的に捉え、人間（生命）の尊厳を考究するとともに、健全な身体形成及び身体観・スポーツ観の醸成に寄与する。

オ 体育スポーツ学、教育学、保健医療学の各分野に通底する人文科学・社会科学・自然科学の幅広い教養とその教育実践について究明する。

##### (2) 成果の還元等に関すること

ア 体育・身体活動・スポーツを実践する機会を提供し、自己と他者の相互尊重、共同体意識の醸成、活力に満ちた地域社会の創生に寄与する。

イ 体育・身体活動・スポーツが人間の心身の諸能力の維持、向上等に及ぼす効果を検証し、健康で豊かな持続可能な社会の構築に資する。

ウ 体育・身体活動・スポーツのもつ多様な機能を広く活用して、国際協力、国際理解を促進するとともに、国際平和の実現に貢献する。

エ 高度な国際競技力及び指導力を有するアスリート、コーチを育成し、その活躍を通じて国民の活性化を図るとともに、スポーツの発展を支える好循環を創出する。

##### (3) 研究の方向・成果の検証に関すること

ア 「研究の質」を保証するため、その方向と成果について、点検・評価・改善する体制を整備し、機能させる。

## 2 研究支援体制等の整備に関する活動方針

### (1) 基本計画に基づいた研究環境の整備に関すること

ア 重点的及び戦略的な予算確保に努める。

イ 研究目標の達成に有為な人材の確保に努める。

ウ 共同利用が可能な研究設備を積極的に整備するとともに、研究設備及び研究資産の効率的運用を可能とする研究環境を構築する。

### (2) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関すること

ア 知的財産の創出、取得、管理及び活用を戦略的に実施するための体制を整備し、研究成果の有効活用を図る。

### (3) 研究の質の向上システム等に関すること

ア 本学の研究活動に関する自己点検・評価体制を確立し、評価基準を明確にする。

イ 全学的な体制の下で、研究活動を総括する階層的な評価システムを確立する。

ウ 長期的視点から研究の質の向上・改善を効果的に進めるためのシステムを確立し、機能させる。

## 3 学内共同利用研究施設及び設備等に関する活動方針

(1) 学内共同利用研究施設及び設備等について、その役割と機能を明確にし、使命遂行に一層努める。

## 4 公的研究費の適正な運用・管理及び研究活動の公正性に関する体制の構築に資する活動方針

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定）」の趣旨に基づき、公的研究費を適正に管理・運営するための更なる環境整備に取り組み、具体的な施策を取っていくとともに、教職員のコンプライアンス向上の努力を行う。

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」の趣旨に基づき、公正な研究活動を遂行するため、不正行為を抑止する環境整備に取り組み、具体的な施策を取っていくとともに、教職員の研究倫理向上の努力を行う。

### (基本計画の策定及び活動方針の実施)

1 総合スポーツ科学研究センター運営委員会は、原則 5 年間の基本計画を策定しなければならない。

2 学部、研究科、附置機関及び各委員会は、基本計画の実施について積極的に協力しなければならない。

#### 附 則

(施行日)

この基本方針は平成 20 年 5 月 14 日から実施する。

#### 附 則

(施行日)

この基本方針は平成 31 年 1 月 23 日から実施する。